

埼玉県国民健康保険事業費納付金徴収事務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

(納付金の徴収)

第2条 知事は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）及び埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年埼玉県条例第43号）で定めるところにより算定した各市町村の納付金については、次のとおり第1期から第9期に分けて徴収することとし、各期における納付月及び納付規模は次のとおりとする。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納付月	4月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
納付規模	15%	10%	10%	10%	11%	11%	11%	11%	11%

- 2 各市町村が、各期に納める納付金の額及び納付期限については、期別国民健康保険事業費納付金額決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。
- 3 納期ごとの国民健康保険事業費納付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納期に係る額に合算するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

第1号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年度 期別国民健康保険事業費納付金額決定通知書

期別の国民健康保険事業費納付金額を次のとおり決定しましたので、埼玉県国民健康保険事業費納付金徴収事務要綱第2条に基づき、通知します。

【期別国民健康保険事業費納付金決定額】

期別	国民健康保険事業費納付金額	納付期限
第1期	円	4月 日
第2期	円	7月 日
第3期	円	8月 日
第4期	円	9月 日
第5期	円	10月 日
第6期	円	11月 日
第7期	円	12月 日
第8期	円	1月 日
第9期	円	2月 日

内訳は別紙のとおり